

平成29年度第3回宗像市都市計画審議会

<第1号議案>

宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例第14条にかかる適用除外について

参 考 資 料

平成29年12月27日（水）
宗像市役所 第2委員会室

福岡広域都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画東海大学地区計画を次のように変更する。

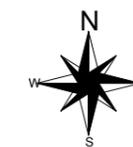
名 称	東海大学地区地区計画		
位 置	宗像市田久、曲及び自由ヶ丘七丁目の各一部		
面 積	約15.3ヘクタール		
地区計画の目標	<p>本地区は、JR鹿児島本線赤間駅から南南西へ約1キロメートルに位置し、東海大学及び東海高校等の学校施設が集約している地区である。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、学校施設としての良好な教育環境を保全するとともに周辺の低層住宅の居住環境と調和した良好な市街地の形成を図る。</p>		
及び区域の整備・開発の方針	土地利用の方針	隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の学校施設集合地域としての土地利用を誘導する。	
	建築物等の整備の方針	学校施設集合地域としての環境を保全するため、建築物の用途の制限等を定める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校 2 大学、高等専門学校、専修学校 3 図書館等 4 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁は、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
備 考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。		

「区域は計画図表示のとおり」

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

東海大学地区地区計画

計画図



凡例

地区計画区域
(地区整備計画区域)

種類	宗像都市計画地区計画
名称	東海大学地区地区計画
位置	宗像市田久、曲及び自由ヶ丘7丁目の各一部
面積	約15.3ha

区域界表

1-2	道路横断
2-3	道路界
3-4	筆界
4-5	道路横断
5-6	筆界
6-7	道路界
7-8	道路横断
8-9	筆界
9-10	水路界
10-11	筆界
11-12	水路界
12-13	筆界
13-14	水路界
14-15	筆界
15-16	道路界
16-17	道路横断
17-18	道路界
18-19	道路横断
19-20	道路界
20-21	筆界
21-22	道路界
22-23	筆界
23-24	道路界
24-25	筆界
25-1	道路界

縮尺 S=1:2,500

0 50 100m

